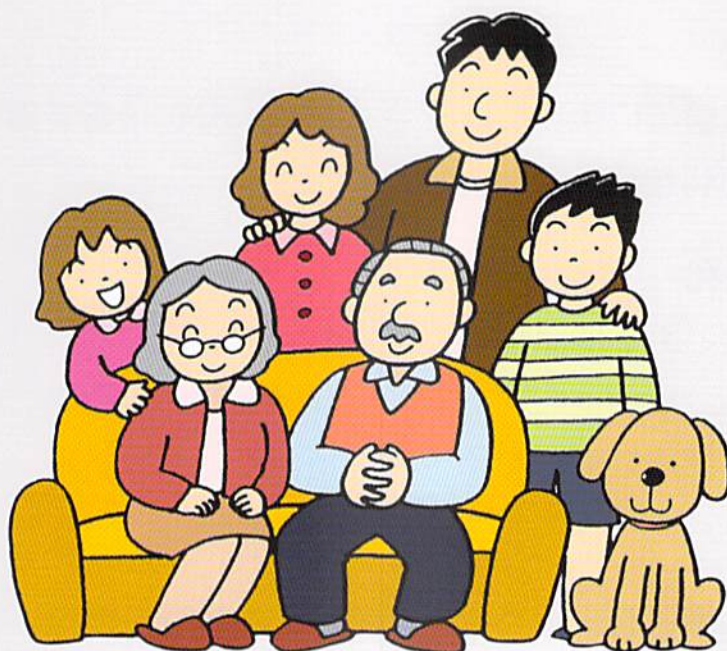


あか
明るいまちづくりをめざして

みんなで一緒に考えよう

こ けん り
子どもの権利とは

じん けん しやう かん がつ か がつ か
人権週間 12月4日～12月10日



33号

新 宮 市
新 宮 市 教 育 委 員 会
新 宮 市 人 権 尊 重 委 員 会

1 子どもの権利条約

子どもの権利という考え方が、世界中に広く行きわたるようになったのは、1989年11月20日、国連総会で「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択されてからです。以来、子どもに関するあらゆる問題に対応するとき、「子どもの権利」という視点に立って見直さなければならぬことになりました。

この条約は、子どもの置かれた状況を改善していくための立法や行政の取り組みなどが義務づけられた拘束力を持つ国際条約なのです。日本は1994年4月に批准、約20年が経過しています。2012年4月現在、世界で193の国と地域が批准・加入等しています。



子どもの権利条約－4つの柱（日本ユニセフ協会 HP より抜粋）

〇生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

〇守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければならない。紛争下の子ども、障がいをもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

〇育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

〇参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

2 どうして「子どもの権利」が必要なのでしょう？

こどももおとなと同じように人権を持っています。しかし、本当に「かけがえのない価値を持ったひとりの人間」として扱われているのでしょうか。

おとなは、自分にとって「何がかけがえのない価値」かを自分で決め、それに従って生きていく“権利”を持っています。“権利”とは、ほかの人に邪魔されないように、法律で守られている力です。もし邪魔をする人がいたら、裁判所に訴えて守ってもらうことができます。その代わり、自分で決めたことがうまくいかなかった場合には、すべて自分で責任をとらなければなりません。

でもこどもには、まだ“自分で決める力”も、“責任をとる力”も十分にありません。こどもは「自分で決め、自分で責任をとれるようなおとな」に向けて、だんだん大きくなっている最中であり、だから「こども」と呼ばれておとなと区別されるのです。たとえ自分で決める権利を持つことができたとしても、決めたことを自分でやっていく力も、お金もありません。責任をとることもできません。それどころか、決めたことをやろうと無理をして、多くの場合、自分を傷つけ、たくさんの人に迷惑をかけてしまうでしょう。

こどもには、一人の人間として扱われる資格（＝人権）はあるのですが、おとなと同じ権利を持っても、まだそれをうまく使うことはできないのです。だからこそ、こどもには“こどもの権利”が必要なのです。

「こどもの権利条約」絵辞典 木附千晶著、福田雅章著（PHP研究所）より抜粋

今日、虐待やいじめなど子どもを取り巻く状況には依然として厳しいものがあります。今、あらためて「子どもの権利」について真剣に考えなければならぬ大切な時期を迎えています。

3 子どもの笑顔は未来への希望

こ ども

ドロシー・ロー・ノルト

ひ はん 批判ばかりされた子どもは

ひ なん 非難することをおぼえる

なぐ おお 殴られて大きくなった子どもは

ちから 力にたよることをおぼえる

わら 笑いものにされた子どもは

い ものを言わずにいることをおぼえる

ひ にく 皮肉にさらされた子どもは

にぶ りょうしん 鈍い良心のもちぬしとなる

しかし

げき れい 激励をうけた子どもは

じ しん 自信をおぼえる

かん よう 寛容にであった子どもは

にんたい 忍耐をおぼえる

しょうさん 賞賛をうけた子どもは

ひょう か 評価することをおぼえる

けいけん フェアプレーを経験した子どもは

こうせい 公正をおぼえる

ゆうじょう し 友情を知る子どもは

しんせつ 親切をおぼえる

あんしん けいけん 安心を経験した子どもは

しんらい 信頼をおぼえる

かわい だ 可愛がられ抱きしめられた子どもは

よ なか あいじょう かん 世の中の愛情を感じとることをおぼえる

「あなた自身の社会～スウェーデンの中学教科書」より抜粋 (川上邦夫訳、新評論)

じんけんしゅうかん けい き こ けん り 人権週間を契機に「子どもの権利」について、家庭・学校・職場・地域等で学び合い、考えてみてください。そんな地道な取り組みが、「明るいまちづくり」につながっていくのではないのでしょうか。

ひろ ころ おも 広げよう やさしい心と思いやり